

富里市遠距離通学費補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第136号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号
平成28年3月23日告示第41号 平成31年3月13日告示第31号
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、富里市立小学校又は中学校に遠距離通学する児童又は生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき交付することにより、保護者の負担の軽減を図り、もって義務教育の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 遠距離通学 通学距離（児童又は生徒の居所付近にある一般乗合旅客自動車停留所（以下「停留所」という。）からそれぞれ在籍する学校所在地の停留所までの片道の路線距離をいう。）が小学校においては4キロメートル以上、中学校においては6キロメートル以上である通学をいう。
- (2) 保護者 富里市立小学校又は中学校に在籍し、常態として一般乗合旅客自動車を利用して通学することを校長が認めた児童又は生徒と同居し、その養育をする者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、5月1日現在（以下「基準日」という。）遠距離通学をし、かつ、市長が指定する停留所から乗車している児童又は生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒が基準日の翌日以後に遠距離通学に該当した場合の保護者は、補助対象者とする。

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費は、遠距離通学に要する定期乗車券の購入費（前条第2項の規定による補助対象者にあつては、児童又は生徒が基準日の翌日以後に遠距離通学に該当した日の属する月以後のものとする。）とし、補助金の額は、当該購入費の3分の1以内の額とする。

(適用除外)

第5条 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により、通学に要する費用が支給される期間は、この要綱を適用しない。

(交付申請等の委任)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請及び請求に関する権限を児童又は生徒の在籍する校長に委任するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定により委任を受けた校長は、規則第5条の規定により、富里市遠距離通学費補助金交付申請書（別記第1号様式）を作成し、委任状（別記第2号様式）の写し及び定期乗車券の写しを添えて保護者が定期乗車券を購入した日の翌日から30日以内に市長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、規則第6条の規定により、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、富里市遠距離通学費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）を校長に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 校長は、規則第15条の規定により、補助事業が完了したときは、速やかに富里市遠距離通学費補助金実績報告書（別記第4号様式）により、市長に報告しなければならない。

(確定通知)

第10条 市長は、前条の規定により報告があったときは、規則第16条の規定により、富里市遠距離通学費補助金確定通知書（別記第5号様式）を校長に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた校長が規則第18条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、富里市遠距離通学費補助金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払請求)

第12条 補助金の概算払を受けようとする校長は、規則第19条第2項の規定により、富里市遠距離通学費補助金概算払交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更及び取消し)

第13条 市長は、補助金の交付を決定した後において、児童又は生徒が転校し、又は転居し、若しくは死亡する等の場合には、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者がいるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(確認台帳等)

第15条 校長は、富里市遠距離通学補助金通学方法確認台帳(別記第8号様式)を整備しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日告示第41号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月13日告示第31号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

富里市遠距離通学費補助金交付申請書（ 月～ 月分）

年 月 日

富里市長 様

富里市立 学校
校長 印

年度富里市遠距離通学費補助金の交付を受けたいので、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 事業内容

補助対象児童生徒数	定期乗車券購入費	補助金額	備考
学校 ～ バス停留所 人 学校 ～ 人 学校 ～ 人			月～ 月分
合計 人	円	円	

3 事業経費内訳

区分	予算額	備考
補助金	円	
自己資金	円	
合計	円	

4 補助金額の算出基礎

定期乗車券購入代金の $1/3$ (10円未満切捨て)

5 事業期間 年 月 日～ 年 月 日

6 補助対象児童生徒一覧 (別添)

委任状の写し (別添)

定期乗車券の写し (別添)

学校遠距離通学費補助対象児童・生徒一覧

富里市立

小・中学校

No.	学年・組 氏 名	区間	期 間	通学距離	定期券額 (円)	補助率	補助金(円)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
	合 計	/	/	/		/	

第2号様式（第7条関係）

委任状

私は、富里市遠距離通学費補助金交付要綱に基づき交付される補助金に関する一切の権限を富里市立
学校校長 〃 に委任します。

年 月 日

住 所

保護者名

⑩

児童・生徒学年

児童・生徒氏名

第3号様式（第8条関係）

指令第 年 月 日
号

富里市立 学校
校長 様

富里市長



富里市遠距離通学費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市遠距離通学費補助金交付申請については、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）第6条の規定により、下記のとおり交付額を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

第4号様式（第9条関係）

富里市遠距離通学費補助金実績報告書（ 月～ 月分）

年 月 日

富里市長 様

富里市立 学校
校長 印

年 月 日付け指令第 号で交付決定された富里市遠距離通学費補助金について、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）第15条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 事業内容

補助対象児童生徒数	定期乗車券購入費	補助金額	備考
学校 ～ バス停留所 人 学校 ～ 人 学校 ～ 人			月～ 月分
合計 人	円	円	

3 事業経費内訳

区分	決算額	備考
補助金	円	
自己資金	円	
合計	円	

4 事業期間 年 月 日～ 年 月 日

5 補助対象児童生徒一覧（別添）

第5号様式（第10条関係）

達第 号
年 月 日

富里市立 学校
校長 様

富里市長



富里市遠距離通学費補助金確定通知書

年 月 日付け指令第 号で交付決定した富里市バス通学費補助金については、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）第16条規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

富里市長 様

富里市立
校長

学校
印

富里市遠距離通学費補助金交付請求書

年 月 日付け達第 号で額の交付確定のあった富里市遠距離通学費補助金を富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）第18条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付決定額	金	円
既概算払交付額	金	円
今回請求額	金	円

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

富里市長 様

富里市立
校長

学校
印

富里市遠距離通学費補助金概算払交付請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった富里市遠距離通学費補助金の交付を概算払により受けたいので、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）第19条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

交付決定額 金 円

概算払請求額 金 円

